

# 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱

平成18年1月1日

教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、教育、文化、スポーツ又は学術研究に関する事業に対し、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援（名義上、事業の趣旨に賛同し、援助の意を表すること。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 教育委員会が後援を承認する事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 事業内容に係る基準

ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与する事業で、公共性があると認められるものであること。ただし、宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動であると認められる事業は除く。

イ その他教育委員会の方針及び施策に反しない事業であること。

(2) その他の基準

ア 主催者等の存在が明確で、事業を遂行するために必要な能力が十分であること。

イ 会費、入場料、参加料等その他参加者に求める負担が無料又は社会通念上適当と認められる額であること。

ウ 原則として市内で行う事業であり、かつ、広く市民一般を対象とするものであること。

(名義使用の申請)

第3条 後援の承認を受けようとするものは、教育委員会後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業開催日の1箇月前までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 定款、会則その他の事業の主催者等の概要を示す書類

(3) 収支予算書（会費等を徴収する事業に限る。）

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定により申請したもの（以下「申請者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、教育委員会後援名義使用承認申請書記載事項変更届出書（様式第2号）に変更内容を示す書類を添付して、開催日の15日前までに提出しなければならない。

(名義使用の決定通知)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その可否を決定し、教育委員会後援名義使用承認・不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(名義使用決定の取消し)

第5条 教育委員会は、申請者が承認基準に違反したとき又は承認決定後において事情が変更したときは、承認決定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により承認決定を取り消した場合には、教育委員会後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業実施報告)

第6条 後援の名義使用承認を受け、事業を実施した申請者は、当該事業終了後1箇月以内に、教育委員会後援名義使用事業実施報告書（様式第5号）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請者が前項の報告書を提出しないときは、次回以降の当該申請者による名義使用

の申請を拒否することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、教育委員会の後援に関し必要な事項は、深谷市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱（平成15年深谷市教育委員会告示第17号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。